みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

捕鯨・ナマコと国際社会：野生生物保護の問題点：「人類共有遺産」の保全をめぐる同時代史的視座

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2011-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 赤嶺, 淳 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00000997

松本博之編『海洋環境保全の人類学』
国立民族学博物館調査報告　97：269–295（2011）

第11章　野生生物保護の問題点
「人類共有遺産」の保全をめぐる同時代史的視座

赤嶺　　淳
名古屋市立大学人文社会学部

本稿の目的は，自然／環境が人間の行動をいかに規定し，かつ，人間がそうした自然環境をいかに利用してきたのか，という人間と自然との相互作用の関係性の史的変遷について，定着性資源であるナマコ類に着目しながら，おもにワシントン条約を舞台に展開される野生生物保全をめぐる「政治性」の動態について分析をこころみることにある。具体的には1990年代なかごろに顕在化した東部太平洋海域のガラパゴス諸島における「ナマコ戦争」とよばれる環境保護論者と漁民との対立の背景を紹介し，生物多様性を人類共有の財産と位置づけ，それらをワシントン条約の場においてすすめられる国際管理枠組みの生成過程をあとづけながら，このナマコ戦争が，「プラザ合意」という国際経済体制自体に内包されていた可能性を指摘し，環境保全運動に関する同時代史的視座の必要性について論じることにする。

1. はじめに
2. ワシントン条約と米国の環境政策
3. ナマコ戦争のかげで
4. CITESにおけるナマコのあつかい
5. グローバル経済のなかのフスクス開発史
6. むすび
　——消費生活と環境保全のはざまで

キーワード：野生生物保護，生物多様性，ワシントン条約，同時代史的視座，エコ・ポリティクス

1. はじめに

1997年以来，わたしはナマコという定着性沿岸資源に注目し，東南アジアと日本の島嶼にくらす人びとが，いかに自然環境を利用しながら生活してきたのか，について研究してきた。

いうまでもなくナマコについては，すでに鶴見良行が『ナマコの眼』という大著において，オーストラリア北岸から東南アジア，日本をつないだ海道——ナマコ海道——の歴史を叙述している（鶴見1990; 1999）。事実，わたしがナマコに夢中となったきっかけは，鶴見のえがく世界に魅了されたからであった。

鶴見のユニークさは，第一にアジアとヨーロッパをむすぶメジャーなハイウェイともいえるマラッカ海道ではなく，オーストラリア北部からスラウェシ島西側を通過し，中国へと北上するマイナーな海道——マカッサル海道——を想定したことにある。また，「ナマコの眼」という架空レンズをとおした場合，いわゆる「鎖国」期の長崎でおこなわれていた清国との2国間貿易が，中国各地の港市を通じてマカッサル海道ともつ

らなる多国間貿易にみえる，と仮定したことにある。このことは，「島国根性」という熟語に象徴されるように，グローバル化時代の今日においても日本を閉じた社会とみなす，「鎖国」概念を打破するうえで重要な問題提起となっている。同時に宮本常一や網野善彦らに通じる海世界への関心は，鶴見自身が中央主義史観とよぶ，「まず国家ありき」との歴史観への批判をこめたものでもあった。

たしかに国家のあり方については，ボーダーレス社会と形容され，人間や資本，情報などがかつてないスピードで越境する今日，再考を要することでもある。このことは，1990 年に上梓された『ナマコの眼』の世界と今日のそれとの差異のひとつに，グローバル／ボーダーレスに展開される環境保護運動が，個別社会の資源利用慣行に影響力をもつようになったことにも顕著である。

1970 年代以降に高まりをみせた地球環境への関心は，環境主義（environmentalism）とよばれる。なかでも 1972 年に「かけがえのない地球」（Only One Earth）をスローガンとしてスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議は，国家の枠組みを超えた環境問題，すなわち地球環境問題の存在をひろくアピールし，地球環境主義（global environmentalism）を誕生せしめたものとして注目される。

地球環境主義はストックホルム会議 20 周年を記念して 1992 年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において頂点にたっし，今日にいたっている（金子 1998）。地球サミットは，生物多様性保全や地球温暖化防止といった，まさに地球規模で対処せざるをえない環境問題への喚起をうながし，これらの問題に対処するための国際条約の締結・批准といった行動を各国政府に要請したのであった。

地球環境主義がもたらした成果は，これらの諸条約だけではない。「地球規模で考えよう」（Think globally）といったスローガンのもと，国際的なネットワークを形成し，行動する「地球市民」を誕生させたことも指摘できる（目加田 2003; 2004）。そもそも地球サミットで生物多様性保全の必要性が認知されたのは，生物多様性が「人類の共有財産」（common heritage）だとされたからであった。みずからも地球環境国際議員連盟 GLOBE（Global Legislators Organisation for a Balanced Environment）という国際 NGO の一員として生物多様性条約の成立に奔走した堂本暁子（元参議院議員・前千葉県知事）は，同条約の成立過程にはたした NGO の功績をたかく評価している（堂本 1995a; 1995b）。

つまり，冷戦後の対立軸がみえづらくなった国際社会のなか，地球環境主義は，テロ対策や安全保障とならび，国際関係を左右する存在に成長したし（米本 1994; ポーター and ブラウン 2001），そうした地球環境政治を具現化するためには，国内外をとわず，環境 NGO との協働・連携が無視できなくなったのである。たしかに官への依存を脱し，市民みずからが暮らしやすい社会を構築していく意味において NGO の発展は歓迎すべきことである。しかし，地球環境の保全といったような曖昧模糊とした

複雑で巨大な課題群に地球市民は，いかにたちむかいうるのであろうか。地球市民の躍進のまえに，「地域」市民の権利が制限される懸念はないのだろうか。

本稿では，ナマコという野生動物をめぐって，資源利用者の漁民，資源管理の主体としての国家，豊富な活動資金のもとボーダーレスに環境保護運動を推進する国際環境 NGO らが，さまざまにいりみだれて相互に関係しあう動態を「エコ・ポリティクス」とよび，ワシントン条約という野生生物の国際貿易を規制する条約の場で展開されるエコ・ポリティクスの問題点を検討してみたい。具体的には，1990 年代なかごろに顕在化したエクアドルのガラパゴス諸島における「ナマコ戦争」とよばれる環境保護論者と漁民との対立の背景を紹介しながら，米国主導ですすめられるワシントン条約でのナマコ問題の推移をあとづけ，わたし自身が研究者としてこの種の問題にかかわるスタンスをかえりみながら，環境保全運動に関する同時代史的視座の必要性について論じてみたい。*

2. ワシントン条約と米国の環境政策

ワシントン条約の正式名は，「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）という。1973 年に米国のワシントンで成立したことから，日本ではワシントン条約との通称で知られているが，一般的には英文の頭文字をとって CITES（サイテス）とよばれている。

同条約は，1972 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議を契機として創設された国連環境計画（UNEP: United Nations Environment Programme）を管理母体とし，条約事務局をスイスのジュネーブにもつ。同条約には，2009 年 3 月 31 日現在で 175 ヶ国が加盟しており，動物およそ 5,000 種と植物およそ 28,000 種の国際貿易が同条約によって規制されている（CITES n.d.）。なお，同条約は国際貿易によって野生生物が絶滅することを防止することを目的とするため，希少種であっても人工繁殖されたものや輸出をともなわない国内貿易は管理対象外となっている。

気候変動枠組条約や生物多様性条約など，地球環境条約（GEA: Global Environmental Agreements）のおおくが目的と枠組みだけを条約でさだめ，個別の問題は技術委員会や作業部会であつかうのに対し，ワシントン条約は条約内容が具体的である。条約の中核は，条文そのものではなく，規制対象となる種を記載した附属書にある（金子 2006）。

ワシントン条約では，絶滅の危機度に応じて生物種が 3 段階に区分され，それぞれにことなる管理体制がしかれている。絶滅の危機に瀕している生物は附属書 I に掲載され，商業目的の輸出入は禁止されている（ゾウやトラ，ゴリラなど動物園でおなじ

みの大型哺乳動物のおおくが附属書Ⅰ掲載種となっている)。附属書Ⅱに掲載されるのは，現在はかならずしも絶滅の脅威にさらされてはいないが，現時点で取引を規制しないと将来的に絶滅の可能性のある生物である。附属書Ⅱ掲載種は，輸出可能であるものの，輸出にあたっては輸出国政府の管理当局が発行した輸出許可書の事前提出が必要となるし，輸入に際しては輸出許可書の提示がもとめられる。附属書Ⅰと附属書Ⅱへの掲載（と削除）には，締約国会議（以下 CoP: Conference of the Parties）において，白票をのぞく有効投票数の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

他方，附属書Ⅲは附属書Ⅰや附属書Ⅱとはことなり，締約国が自国内で捕獲採取の禁止・制限をおこなうに際し，資源保全のために他国の協力を必要とするものである。CoP の決議を経ず，独自に掲載することができる。しかし，CoP の議決を経ていないため，その分だけ拘束力もつよくはない。ナマコについていえば，エクアドルが「ナマコ戦争」の火種となった *Isostichopus fuscus*（以下，フスクス）を 2003 年に附属書Ⅲに記載しているだけである。このナマコをエクアドルから輸出しようとすれば輸出許可書を必要とするが，同種を産するメキシコやペルーからであれば，輸出許可証は不要である（ただし，それらの原産地を証明する文書は必要となる)。

2002 年 11 月にチリのサンチャゴで開催された CoP12 でナマコについての議論を喚起したのは米国であった（CoP12 Doc. 45）（提案は 2002 年 8 月 30 日)。しかし，その提案文書を読んでみても，ピントが絞りきれていない印象をうける。第一，米国の科学者が得意とする関連文献を渉猟し，それらを網羅した質の高いレビューがなされているわけではない。くわえてナマコが提案された CoP12 において米国はナポレオンフィッシュと呼ばれるベラ科の魚（*Cheilinus undulatus*）の附属書Ⅱへの掲載を提案してもいたし，その前回 CoP11（2000 年）ではタツノオトシゴ類（*Hippocampus* spp.）とサメ類についても，それぞれ附属書Ⅱへの記載を提案しているように，近年，米国は政策的に海産資源の提案をおこなっているようにもみうけられる。

国連が関与する環境と持続的開発についての多国間交渉の進捗状況をリアルタイムに報告する『地球交渉速報』（*Earth Negotiations Bulletin*, 以下 *ENB*）によると，CoP12（2002 年）でジンベエザメ（*Rhincodon typus*）とウバザメ（*Cetorhinus maximus*），タツノオトシゴ類といった海産種が附属書Ⅱに掲載されたことは，CITES にとって大きな分岐点となったという。ENB は CoP12 を総括したレポートで，「これまで CITES が海産種の議論を回避してきたのは，注目をひく鯨類については国際捕鯨委員会に一任してきたからでもあるし，それ以外の魚類については国連食糧農業機関にまかせてきたからである。しかし，CoP12 において上記 3 種が附属書Ⅱに掲載されたことで，CITES は従来の慣習をうちやぶる結果となった」と分析している（ENB21(30): 15)。

事実，翌 CoP13（2004 年）では，ホオジロザメ（*Carcharodon carcharias*）とナポレオンフィッシュが附属書Ⅱに掲載されたし[1]，CoP14（2007 年）の開催をうけ，世

界最大級の環境保護団体である WWF は同会議で注目すべき 10 種をリストアップしたが，その半数が海産種であるなど，CITES における海産種の存在感はつよまる傾向にある[2)]。

では，ながきにわたり存在していた不文律をやぶってまで CoP12 で海産種が附属書Ⅱに記載されるようになった背景には，なにがあるのだろうか。そもそも，それらの提案をした国はどこなのか。

サメ類に関していえば，CoP11 での提案国は，ジンベエザメが米国（Prop. 11.47），ホオジロザメが米国とオーストラリア（Prop. 11.48），ウバザメは英国であった（Prop. 11.49）。それらはいずれも否決され，翌 CoP12 でジンベエザメを再提案したのはフィリピンとインド（Prop. 35, Doc. 12.66: 55–56），ウバザメが英国と EU（Prop. 36, Doc. 12.66: 56–58）であったし，CoP13 でホオジロザメを再提案したのはオーストラリアとマダガスカルであった（Prop. 32, Doc13.60: 53–58）。他方，タツノオトシゴをはじめとした，ナマコやメガネモチノウオなどのサンゴ礁資源の提案は，すべてが米国によってなされている。

CITES においてサンゴ礁関係の一連の提案をおこなっているのは，商務省海洋大気庁（NOAA: National Oceanic and Atmospheric Administration）である。この背景になにがあるのか，その真意はあきらかではない。唯一たしかなことは，クリントン政権下の 1998 年に関係省庁を横断して発足した「サンゴ礁対策委員会」（CRTF: Coral Reef Task Force）と無関係ではないことである。同委員会の目的は，（マイアミなどの）米国内のサンゴ礁と世界のサンゴ礁を保全することにあるという（USCRTF 2000: iv，傍点筆者）。

同委員会は，2000 年 3 月に『サンゴ礁保全に関する国家計画』（The National Action Plan to Conserve Coral Reefs）を刊行しており，そのなかでサンゴ礁資源の保護もうちだされており，NOAA の生態系評価部（Ecosystem Assessment Division）が，サンゴ礁資源の国際貿易問題を担当することが明記されている。

この国家計画をうけて NOAA が立案したサンゴ礁保全計画（NOAA Coral Reef Conservation Program）には，(1) イシサンゴ，(2) タツノオトシゴ類，(3) ナマコ類の国際貿易を問題視するとともに，(4) 観賞魚を目的とする漁業と (5)（ナポレオンフィッシュのような）食用となる活魚資源の持続的利用についての対策の必要性が指摘されている（NOAA n.d.）。

同国家計画において，これらの 5 点に問題が収斂されるようになった背景については，今後も精査していかねばならないが，いくつか興味ある事実が存在する。そのひとつが世界の国家，政府系機関，NGO から構成された国際環境 NGO である国際自然保護連合（IUCN: International Union for Conservation of Nature）との関係である。

絶滅のおそれのある生物の目録をレッドリストといい，それを集めた本をレッド

データブック（RDB: Red Data Book）とよぶ。CITES の産みの親ともいえる IUCN が 1966 年から蓄積してきたものが世界的に有名である。IUCN は，1980 年代におおきく発展した保全生態学の知見に即して数量化を試みた新基準を 1994 年に策定した（松田 2006）。海産魚のレッドリスト掲載への対応の遅れが指摘されてきた IUCN は，この新基準の適合性もふくめ，海産魚のレッドリスト掲載への本格的な検討を開始するにいたり，1996 年 4 月にロンドンで海産魚類についてのワークショップを開催し，サンゴ礁魚類，タツノオトシゴ類，サメ類，マグロ・カジキ類について審議している（魚住 2006）。NOAA が重要課題とする上記（2）のタツノオトシゴ類と（4）と（5）に関連する，サンゴ礁魚類の危機度について 1996 年の時点で IUCN が検討していたことは興味深い。NOAA の提案が IUCN の問題提起とリンクしたものである可能性が高いからである。

では，ナマコはどうなのか？ オランダのハーグで開催された CoP14（2007 年 6 月）において，ナマコの提案文書作成に関与したと思われる米国の研究者に訊ねてみた。サンゴの病気の専門家だというかれは，「毎年のように調査におとずれるインドネシアで，訪問するたびに専門外ながらも，サンゴ礁からナマコの姿がみえなくなっていることに危機感をいだいた」ことが，提案の動機のひとつである，と説明してくれた。

しかし，このような個人的な動機によって国際政治が左右されうるのであろうか？

わたしは，1995 年以降，「ナマコ戦争」という衝撃的なネーミングで環境保護論者の耳目をあつめているガラパゴス諸島におけるナマコ保全に関する騒動が，NOAA の，ひいては米国内のグリーン票の動向に敏感な政治家たちの関心をひいたのではないか，と推察している。

3. ナマコ戦争のかげで

「ナマコ戦争」というキャッチ・コピーは，1995 年に米国のオーデュボン協会が，同協会の機関紙『オーデュボン』に掲載した記事に由来している（Stutz 1995）。もちろん，ナマコ漁禁止を決定した政府当局とナマコ漁の継続をもとめる人びととの対立の深刻さを形容したものである。とはいえ，CoP12 での米国の提案とガラパゴスの生態系保護キャンペーンとを直接的に関係づける文書はほとんどない。わたしが確認できたなかでは，唯一，米国の環境 NGO「種生存のためのネットワーク」（SSN: Species Survival Network）が両者を関係づけているだけである。SSN は，CoP12 のために作成した資料で，「非持続的な漁業と貿易によってナマコは CITES の監督下におかれるべき種となっており，ガラパゴスのように無秩序な操業によってもたらされる乱獲はもとより，違法貿易と生息環境の劣化を問題視すべき」であることを主張し，同会議の参加国代表に米国提案に賛成することをもとめている（SSN 2002: 33）。

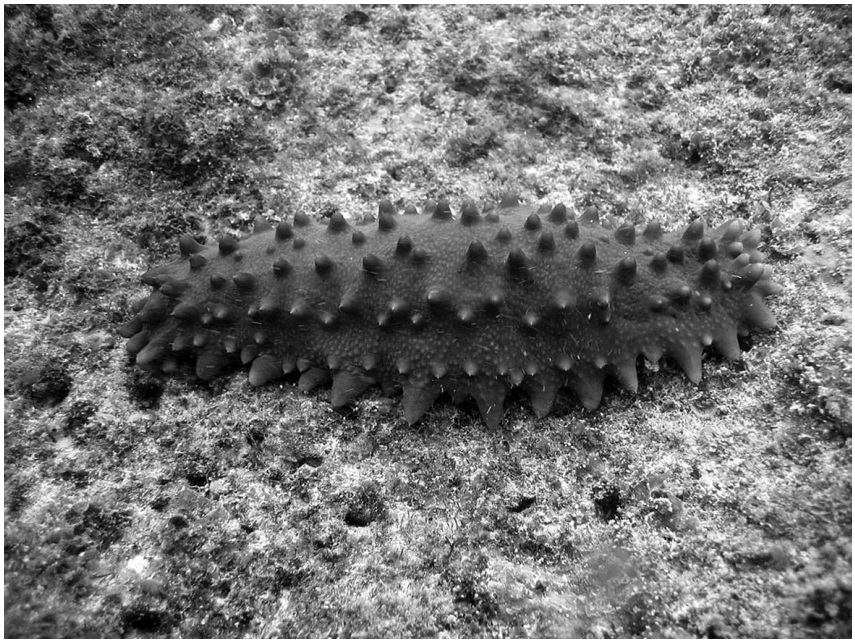

写真 1　Isostichopus fuscus
（ガラパゴス諸島にて 2007 年 11 月，Steven Purcell 氏撮影）

さいわいにも CoP12 において米国の提案が採択されることはなかった。これをうけてエクアドル政府は翌年の 2003 年 8 月にフスクスを附属書Ⅲに記載したが，この間わずか 9 ヶ月であることを考慮すると，米国とエクアドルとの連携もうかびあがってくる。

ここでナマコ戦争の舞台裏をふりかえってみよう。問題となったフスクスは，バハ・カリフォルニア湾からガラパゴス諸島にかけて固有のナマコである（Meyer 1993: 10; Sonnenholzner 1997: 12）。細長い体形は，背面が凸状になっているものの，腹部はたいらである。濃茶褐色の体壁には，無数のオレンジ色の突起をもっている（Gutierrez-Garcia 1999: 26）。

そもそも，そのフスクスの採取がはじまったのはメキシコで，1980 年代なかごろのことであった（Castro 1997）。まさに東南アジア諸国や中国の経済上昇にともない，世界のナマコ市場が拡大傾向にあった時期のことであるし，日本でも北海道を中心に乾燥ナマコの生産が拡大しつつあった時期である（赤嶺 2000; 2008）。メキシコでの資源開発の成功にうながされ，1998 年にはエクアドルの南米大陸側でもフスクスが採取されるようになった。ひとりあたりの年間所得が 1600 米ドルに満たないエクアドルにおいて，3 人 1 組で 1 日に数百米ドルを稼ぐことのできるフスクス漁に漁民のみならず人びとは魅了された（ニコルズ 2007）。水深 40 メートル以浅の岩礁域に生息する

フスクスは，容易に採取しうるため，またたく間に獲りつくされてしまい，1991 年から漁民たちは南米大陸から 1,000 キロメートルも離れたガラパゴス諸島でも同種を採取するようになった（Camhi 1995; Bremner and Perez 2002; Toral-Granda and Martinez 2004; Shepherd et al. 2004）。

しかも，ナマコ漁師たちは漁獲後に立ち入り制限が課されている島じまに無断で上陸し，キャンプ地においてナマコの加工をおこなった。かれらのキャンプ地に残された排泄物から，トマトなど各種の野菜が芽をだす始末であった。アリなどの外来種も上陸した。伐採したマングローブでナマコを煮炊きした結果，希少種であるマングローブ・フィンチの住処もあらされた。また，乾燥させるには数週間は必要である。操業期間中の食糧は，大陸からも持参していたであろうが，蛋白質などはガラパゴスで自活する方が手っとりばやい。なんと，かれらはガラパゴスの名称の起源ともなったゾウガメ（スペイン語でガラパゴ）までも食用した。

わたしの理解では，戦争をしかけたのは環境保護論者側である。かれらの論理はこうだ。ナマコ資源が枯渇すれば，当然，生物多様性もそこなわれる。第一，島の生態系を無秩序に撹乱する漁民など上陸させるべきではない。しかも，ガラパゴスのシンボルでもあり，環境保護運動のカリスマ的存在でもあるゾウガメまで捕獲するなど，もってのほかだ。環境保護論者の意向をくみ，1992 年 8 月に大統領令によってガラパゴスにおけるナマコ漁は禁止されてしまった。

たしかに環境保護論者の主張は，妥当なものに聞こえはする。ナマコ漁が導入された 1990 年初頭，ガラパゴスへの年間の来島者数は 4 万人にも達し，活況を呈する観光業に牽引され，職をもとめてガラパゴスに流入するエクアドル人も急増し，島の人口は1万人に達しようとしていた。観光が未発達だった1960年の人口が2,000人強だったことを考慮すると，わずか 30 年間における環境の激変が実感できよう。その帰結として外来種の移入が顕在化しつつあったところへ，一攫千金をめざした漁民たちが大量に到来したのである（伊藤 2002）。島じまの生態系の変容を危惧する気持ちは理解できるし，ゾウガメ保護にも賛成である。しかし，そのためにナマコ資源の持続的利用の可能性までを，一方的に排除してしまうやり方には，やはり違和感をいだかずにはいられない。そのことを視点を漁民側にずらして検討してみよう。

ツーリズムが未発達であった 1980 年代前半まではツーリズムへの大資本の参入もなく，研究者やマニアックな旅行者を相手に渡船やガイドなどで漁民もそれなりの収入をえることができた。ところが，エコ・ツーリズムが注目されるようになると，粗末な漁船ではなく，豪華な船が必須とされた。結果として漁業者たちはツーリズムから排除されてしまった（Stutz 1995）。しかも，観光旅行者が大枚を厭わないロブスターも，だんだん獲れなくなってきた。そんなときにナマコ需要がふって湧いたのである。しかもナマコは浅瀬に生息している。岩場を歩くか，ちょっと潜るだけで「濡れ手で

粟」だ。漁師たちが飛びつかないわけがない。

突然の禁漁命令に納得しない漁師たちは密漁をつづけるかたわら，ガラパゴス出身の政治家やナマコ産業関係者たちと協力してエクアドル政府にナマコ漁の再開を懇願した。政府は資源量の捕獲調査として 1994 年 10 月 15 日～翌年 1 月 15 日までの 3ヶ月間に 55 万尾の漁獲を許可した。正確な量は把握できていないが，2ヶ月間で 1,000 万尾が漁獲されたと推測され，事態を重視した当局は予定より 1ヶ月も早く操業をうちきった。このことに腹をたてた漁民たちは，生態学研究の殿堂であるダーウィン研究所を封鎖し，環境保護のシンボルであるゾウガメを（亀）質とし，殺戮をほのめかすことにより，政府をはじめ世界の環境主義者たちに抗議したのである。これが，ナマコ戦争の発端であるが，その後も漁民の蜂起は度々くりかえされており，その度にゾウガメは殺戮の危機に瀕している（ニコルズ 2007）。

4. CITES におけるナマコのあつかい

サンチャゴ会議以来，CoP はすでに 2 回を重ねているが，容易に決着はつきそうもない。この間に刊行されたナマコに関する CITES の文書一覧を表 1 にかかげる。

CoP は 2 ～ 3 年に一度開催されるため，その間にさまざまな文書を整理・検討するのは，毎年開催される中間会合ともいえる各種の委員会である。ナマコの場合には動物委員会（以下 AC: Animal Committee）が，その任にあたっている。実際，米国の提案をうけた CoP12 では，ナマコ資源の利用実態をあきらかにするためのワークショップの開催が決定され，その成果を次回 CoP13 までに吟味することが AC に義務づけられた（Des. 12.60）。

ワークショップ開催にむけての作業は，CoP12 直後の 2003 年 8 月にジュネーブで開催された AC19 から開始された（AC19 Doc. 17）。AC19 案では，「ワークショップ開催国はナマコの主要な輸出国もしくは輸入国がのぞましい」とされていたものの，結局，ワークショップは，2004 年 3 月に「クロナマコ科とマナマコ科のナマコ類保全に関する専門家会議」（Technical Workshop on the Conservation of Sea Cucumbers in the Families Holothuridae and Stichopodidae（Decisions 12.60 and 12.61））と題してマレーシアのクアラルンプールで開催された（以下，KL ワークショップ）。

マレーシアが選ばれた理由については，文書であきらかにされていないが，わたしがワークショップに参加して聞いたかぎりでは，(1) 1999 年にマレーシアの農務省水産局とスコットランドのヘリオット・ワット大学とが共同でナマコに関するワークショップを開催した実績（Bain ed. 1999）があるし，(2) 野生生物の取引を監視する国際環境 NGO の TRAFFIC の東南アジアにおける活動拠点がクアラルンプールにあり，そこが支援を申しでたから，ということであった。

表 1　CITES ならびに FAO におけるナマコ関係文書とナマコ関係ワークショップ一覧

年月	会議	文書名	頁	起草者	正式名称	開催地
2002.11	CoP12	Doc. 45	pp. 28	USA	Trade in sea cucumbers in the families Holothuridae and Stichopodidae	サンチャゴ（チリ）
		Com. I, Rep. 2	pp. 2–3	Com. I	Trade in sea cucumbers in the families Holothuridae and Stichopodidae (working group's draft decision)	
		Des. 12.60				
		Des. 12.61				
2003.08	AC19	Doc. 17	pp. 5	Secretariat	Conservation of and trade in sea cucumbers in the families Holothuridae and Stichopodidae (Decision 12.60)	ジュネーブ（スイス）
		WG9 Doc. 1 (AC19 Summary Report)	pp. 65–66	AC	Conservation of and trade in sea cucumbers	
2003.10	FAO technical workshop I				Technical Workshop on Advances in Sea Cucumber Aquaculture and Management	大連（中国）
2004.03	KL WS				Technical Workshop on the Conservation of Sea Cucumbers in the Families Holothuridae and Stichopodidae（Decisions 12.60 and 12.61）	クアラルンプール（マレーシア）
2004.03/04	AC20	Doc. 18	pp. 3	AC	Conservation of and trade in sea cucumbers in the families Holothuridae and Stichopodidae (Decisions 12.60 and 12.61)	ヨハネスブルグ（南アフリカ共和国）
		Inf. 14	pp. 30	AC	Conservation of and trade in sea cucumbers in the families Holothuridae and Stichopodidae (Decisions 12.60 and 12.61)	
		WG7 Doc. 1	pp. 5	AC	Conservation of and Sea Cucumbers in the families Holothuridae and Stichopodidae (Decisions 12.60 and 12.61)	
2004.11	CoP13	Doc. 37.1	pp. 5	AC	Trade in sea cucumbers in the families Holothuriidae and Stichopodidae	バンコク（タイ）
		Doc. 37.2	pp. 3	Ecuador	Implementation of Decision 12.60	
		Des. 13.48				
		Des. 13.49				
2004.10		ASCAM Proceedings	pp. 425	Lovatelli et al. eds	Advances in sea cucumber aquaculture and management	
2005.05	AC21	Doc. 17	pp. 2	AC	Sea Cucumbers	ジュネーブ（スイス）
		WG5 Doc. 1 (Rev. 1)	pp. 2	AC	Sea Cucumbers	
2006.07	AC22	Doc. 16	pp. 29	Secretariat	Sea Cucumbers	リマ（ペルー）
		Inf. 14	pp. 5	Toral-Granda	Summary of FAO and CITES workshops on sea cucumbers: major findings and recommendations	
2006.08		Proceedings of the KL WS	pp. 244	Bruckner ed.	Proceeding of the CITES workshop on the concervation of sea cucumbers in the families Holothuriidae and Stichopodidae 1–3 March 2004, Kuala Lumpur, Malaysia	

2007.06	CoP14	Doc. 62	pp. 33	AC	Sea Cucumbers	ハーグ（オランダ）
		Com. I. 1	pp. 2	Secretariat	Draft decision of the Conference of the Parties on Sea cucumbers	
		Des. 14.98				
		Des. 14.99				
		Des. 14.100				
2007.11	FAO technical workshop II				Sustainable use and management of sea cucumber fisheries	プエルト・アヨラ（エクアドル）
2008.11		FAO Proceedings	pp. 317	Toral-Granda et al. eds	Sea Cucumbers: A global review of fisheries and trade	
2009.04	AC24	Doc. 24	pp. 2	Secretariat	Sustainable use and management of sea cucumber fisheries	ジュネーブ（スイス）
		WG6 Doc. 1	p. 1		Sustainable use and management of sea cucumber fisheries (Agenda item 16)	

出所：CITES 事務局のホームページ内の保存文書，そのほかの出版物をもとに筆者作成
注：灰色で塗りつぶした部分は FAO 関係

AC 案では，漁業部門，輸出入国，FAO（Food and Agricultural Organization of the United Nations：国連食糧農業機関）などの政府間組織や IUCN などの問題に精通した NGO の代表にくわえ，専門家を招聘することとし，輸出国に関しては年間 5 トン以上の乾燥ナマコを輸出した実績をもつ国・地域としていたものの[3]，実際には米国，中国，日本をはじめ 13 ヶ国 32 名の政府代表者，政府間機関として FAO と SPC（South Pacific Community：南太平洋共同体）からの 2 名，NGO として TRAFFIC から 3 名，そのほかの専門家として 13 名，ワシントン条約事務局関係者 4 名の合計 54 名が参加するにとどまった（赤嶺 2005）。

CITES 事務局は KL ワークショップの事業予算を 80,000 米ドルとみつもり，そのうち事務局が 20,000 米ドルを用意し（AC19 Doc.17: 2），それ以外の資金は NOAA とマレーシアの水産局，TRAFFIC 東南アジアが提供した（Bruckner ed. 2006: iii）。しかし，決議 12.60 が AC に義務づけたように，AC には同年 10 月に予定されていた CoP13 で成果報告をおこなう時間的余裕はなかった。

というのも，附属書改訂を提起するには，CoP 開催の 150 日前までに原案を提出しなくてはならないという決まりがあるからである。つまり CoP13 でナマコを附属書Ⅱに掲載するには，遅くとも 2004 年 5 月 6 日までに専門家会議の成果報告を事務局に提出しなくてはならなかったわけである。これらの作業が，わずか 2 ヶ月でなしうるものでなかったのは当然である。結局，AC20（2004 年 4 月）の場において，米国が CITES 事務局と協力して報告書をまとめることが決定された（AC Summary report: 22）[4]。

CoP12 が AC に対して課した決議の履行が不可能であったため，CoP13 では，エクアドルからの提案を採用し（CoP13 Doc. 37.2），AC に対して CoP14（2007 年 6 月）までに議論のたたき台を作成しておくことが，再度，義務づけられている（Des. 13.48）。

この原案を作成するにあたっては，AC21（2005年5月）において，米国が作成するであろうKLワークショップの成果についての要約と2003年10月にFAOが大連で開催したワークショップ（ASCAM）（Lovatelli et al. 2004）の要約とあわせてコンサルタントに依頼して作成してもらうことが決定され（AC21 WG5 Doc.1），はたして2006年7月にペルーのリマで開催されたAC22においてA4判28頁におよぶ資料が配布された（AC22 Doc.16）[5]。

AC22の1年後に開催されたCoP14では，AC22での作業部会の結果をうけ，あらかじめACが作成していた決議案について，作業部会が再度もうけられ，原案の修正がおこなわれた[6]。CoP14での決議では，関係各国に資源管理策の策定をもとめる一方，同条約による規制が漁業者の生活へおよぼすであろう諸影響も考慮することが義務づけられたし（Des.14.98），ACに対しては，あらたにFAOが主催するナマコ資源の持続的利用に関するワークショップの成果を取り込むことが課された（Des.14.100）。

FAOによるワークショップは，2007年11月19日〜11月23日に「ナマコ資源の持続的利用とナマコ漁の管理のためのAFO専門家会議」（FAO Technical Workshop on Sustainable use and management of sea cucumber fisheries）と題してガラパゴス諸島のプエルト・アヨラで開催され，『ナマコ――漁業と貿易に関するグローバルな展望』と題した報告書は2008年11月に公刊された（Toral-Granda et al. eds 2008）。

本報告書の出版をうけ，2009年4月にジュネーブで開催されたAC24において決議14.100にしたがうかたちでナマコ問題に関する作業部会が開催された。参加したのは，カナダ，中国，日本，サウジアラビア，米国の5ヶ国と政府間組織の欧州委員会（European Commission）にNGOのアーストラスト（Earthtrust），スワン・インターナショナル（SWAN International），TRAFFICの3団体で，議長はNOAA国際局のナンシー・デイビス（Nancy Daves）さんがつとめた。同作業部会では，(1) FAOのガラパゴス会議の中心課題がCITESの附属書掲載をめぐる可否にあったわけではなく，より広義の資源管理の方策にあったこと，(2) そのため同報告書にはCITESの附属書掲載についての提言が直接的になされていないことが確認され，(3) 作業部会として同報告書の評価はくだしがたいとの結論にいたった。しかし，ガラパゴスの事例を分析した論文は検討にあたいするとの認識で一致し，CITES事務局に対して「FAOの報告書の要約とともに同書におさめられたガラパゴスの事例研究について吟味すること」を提案した（AC24 WG6 Doc.1）。

ナマコに関する議論は，2010年3月にカタールのドーハで開催されたCoP15でも継続審議となった。2002年のCoP12での米国による問題提起から10年ちかくたった今日でも，依然として結論をみいだせていないのは何故なのか？ わたしは，世界各地の漁業慣行に問題はあるにせよ，科学的なデータが圧倒的に欠如しているなか，米国政府のCRTFやNOAAの問題設定が恣意的であったことが主因だと考えている。

5. グローバル経済のなかのフスクス開発史

ナマコは温帯から熱帯にかけた広大な海域群で生産されながらも，それらの地元で消費される習慣はほとんどなく，中国食文化圏という限定市場で消費されてきた歴史をもつ。鶴見良行が「特殊海産物」とよんだ所以である（鶴見 1987; 2000）。したがって，いつ，だれが，どのようにして資源開発をもちかけたのかは，ナマコの資源管理を考えるうえで重要なポイントとなる。1990 年代初頭にはじまったとされるガラパゴスにおける資源開発においても，「アジア人」が関与しているとされるように（Bremner and Perez 2002: 309），生産と流通，資源管理は切っても切れない関係にある。

では，この「アジア人」とは，一体だれなのか？ この一文を眼にしたとき，わたしは「『アジア人』とは，なんと大きな範疇のくくりであろうか」と稚拙な記述に批判的な感想をいだいたことをおぼえている。というのも，それまでの市場調査で，フスクスの主要な市場は「アジア」ではなく，サンフランシスコやニューヨークなどの北米の中華街である，と感じていたからである（赤嶺 2003; 2009a）。仮りに「アジア」であったとしても，中国各地をはじめ東南アジアの主要都市には，それぞれの市場には歴史的に構築されてきた嗜好性がある。そのことを無視しては，グローバルに展開されるナマコ資源の利用に関する管理戦略など練りようがない。わたしが各市場の細部に関心をいだいてきたのは，まさにその点にあったからである（赤嶺 2000; 2003; 2008）。

数百年も昔に東南アジアでだれが資源開発をおこなったのか，といった情報は調べようがないが，20 年前の話であれば，なんとかなるのではないか。南米で展開されたフスクス開発史について，「アジア人」といった漠然とした情報ではなく，よりピンポイントなデータを入手したいと考えていた。

そんな矢先，偶然にも，フスクス開発史を知る人物と出会う機会をえた。2007 年 10 月，北海道でのことである。同年度から 3 年計画ではじまった農林水産技術会議による乾燥ナマコの輸出促進のための共同研究で，北海道の研究者らと道内の漁協や加工業者にインタビューを計画し，道内でも老舗との定評ある加工業者・甲社を訪問したときのことである。

ここ数年はおもうところもあって，調査では調査協力者から一方的に情報を搾取するのではなく，わたしからも漁業者さんなり，業者さんなりに有益な情報を提供するように心がけてきた。とくに近年は，意図的にワシントン条約の動向にちなんだ情報を提供し，資源管理の方策について意見交換をおこなってきた。雑談をはさんでワシントン条約に話がうつったところで，「あぁ，そのナマコですか。あれは，（現在，90 歳をこえる）親父が最初に手をだしたんですよ」とこともなげな表情で告げたのである。

当時，お父さん（以下，便宜的に乙とする）の会社を手伝っていた甲さんの話を総

合すると次のようなことになる。

1985年9月のプラザ合意をうけて円高が決定的となった。それをうけて乙さんは他社にさきがけて北米大陸にウニの買いつけをおこなった。それらを塩漬けもしくは冷蔵で輸入し，国内で販売することをねらったためである。すでに乙さんの工場では，北海道中からウニを買いつけていたが，女工さんらを通年で雇用するほどにはおよばなかった。なんとか，工場を周年操業させる方策を考えあぐねていた矢先の円高ニュースに，乙さんがとびついた，というのである。北米でビジネスを開始するにあたり，乙さんは台湾系のビジネスマンと協働することにした。先見の明もあって，ウニの輸入ビジネスは順調にすすんだ。

そうこうするうちに，現地のパートナーがメキシコ産のナマコをもってきて，これを加工してみないか，ということになった。実は，乙さんの会社は，ナマコも手がけていたのである。正確に言うと，戦前はナマコが中心であったが，諸般の事情でナマコ事業は縮小し，1980年代なかばはウニを中心とするビジネスに転換していた。しかし，乙さんとしては，みずからが創業したときからの主要商品であった乾燥ナマコ事業の再興の夢を捨ててはいなかった。そのナマコには中国北部の人びとがこのむ疣があったため，乙さんは，「いける」と直感し，試験的に冷凍ナマコを購入し，自社工場で加工し，自分の販売ルートを通じて「美国刺参」（アメリカ産刺ナマコ）として台湾に輸出してみた。

価格の詳細は聞いていないが，工場の周年操業に役立つと踏んだ乙さんは米大陸からのナマコの輸入を本格化することを決意した。しかし，どういう事情からか，乙さんはウニ事業に専念し，ナマコ事業はパートナーだった台湾人にゆずってしまった。

中南米におけるナマコ漁についての研究蓄積は少なく，それらの歴史をあとづけることはむずかしいため（Toral-Granda 2008a; 2008b），乙さんの逸話を文献で位置づけることは困難である。たしかにバハ・カリフォルニアでは，資源量の低減から不振となったウニ漁の代替として，フスクスが1988年頃から漁獲されるようになったとする具体的な報告もあるが（Perez-Plascecia 1996: 15），一般的にメキシコでのフスクス漁の開始を1980年代半ば以降とする報告が少なくないことも（Castro 1995; Aguilar-Ibarra and Ramirez-Soberon 2002; Perezrul 2006）も，甲さんの話をうらづける傍証となる。事実，この1，2年は香港の小売店でもフスクスをみかけることはあるものの，わたしが知るかぎりでは，それまでにフスクスを店頭販売していたのは，台湾と米国の中華街であった。とくに2006年におとずれたニューヨークの中華街では，ナマコといえばフスクスといってよいほどにフスクスは広く流通していた。そのことは，すでに戻したナマコを販売する場合，十中八九がフスクスであったことからもうかがわれる。

それにしても，メキシコからエクアドルにほぼリアルタイムに伝播し，またたく間

写真 2　ニューヨークの中華街で売られているフスクス
漢語で「エクアドルの深海の刺ナマコ」と記されている。1 キログラムあたり 142 米ドル。
（2006 年 8 月，筆者撮影）

写真 3　ニューヨークの中華街で売られていた戻したフスクス
乾燥ナマコは乾燥させるのと同様に戻すにも技術を要するため，このように自宅で調理できる状態で販売されることもめずらしくない。もどしたフスクスが売られているのは，わたしが知るかぎりではニューヨークだけである。ブツブツ状の突起が特徴的である。
（2006 年 8 月，筆者撮影）

にエクアドルの本土側のナマコを獲りつくしたという，フスクス熱のすごさには驚かされる。この話だけを聞くと漁獲圧のすさまじさに驚愕する同時に，人類の共有財産など意識しない利己主義に立腹する環境保護論者の意見にも理解できるかもしれない。しかし，問題をフスクスからそらし，国際貿易あるいは世界経済というマクロなレンズでながめてみると，どうなるであろうか？

1980年代のアメリカは，財政赤字と貿易赤字という，いわゆる「双子の赤字」をかかえており，巨額な対日貿易赤字の解消が政治課題となっていた。当時の中曽根首相が，「輸入品を買って，文化的な生活をおくる」ことを目的に「国民ひとりあたりアメリカ製品を100ドル程度，購入しよう」とよびかけたほどである。今日からすると馬鹿げた政策とうつるが，笑うに笑えないのは，当時の米国製品は，まさに舶来品としてかがやいていたことを，わたしも身をもって体験しているからである。まだ高校生だった当時，コンバースの赤いハイカットのバスケットシューズが流行ったことがある。おなじモデルであっても，日本製だと4,000円ぐらいで買えたのに，米国製はその2倍もした。恥ずかしながら，米国製だと自慢する友人の姿を今でもおぼえているほどである。

そんな状況が一変する契機となったのが，プラザ合意であった。同合意は，経済不均衡を是正するための効果的な手段としてドル安・円高を誘導することを意図していた。プラザ合意をうけた円高政策により，日本企業が海外に進出し，現地生産をおこなうという今日のビジネスモデルが誕生したのであった。

プラザ合意がなされた1985年秋，まだ受験生であったわたしは，その後に進んだ急激な円高の利益を十二分に享受した世代である。当時の運輸省が個人旅行用の格安航空券の販売を許可したことをうけ，個人旅行が学生にも可能になった時代でもあった。現在ではあたりまえすぎて死語にひとしい「国際化」なることばがマスコミでとりあげられてもいた。そのような世相を背景に，いまさら欧米でもあるまいと，なんとなく東南アジアの旅行をくりかえした結果，大学生の分際で4年間に，合計で6回，34週間強をかけタイ，マレーシア，フィリピンを歩いた計算になる。

また，すでにさまざまな指摘がなされているが，円高の勢いにまかせて世界中からさまざまな食料品を買いあさったのは，先述した乙さんのみならず，この時代以降の，わたしたちである。このことに関して，『エビと日本人』の著者である村井吉敬は興味深い指摘をおこなっている。同書の刊行からほぼ20年がたった次作『エビと日本人Ⅱ』（2007）において，南米産のバナメイ種が病気に強いことから，現在，世界中で養殖されていることを指摘したうえで，その先鞭をつけたのは日本企業と組んだ台湾系の資本だとしている。フスクスの場合も，エビのケースも，日本企業のパートナーとして活躍したのが台湾系資本であったことは偶然かもしれないが，水産物貿易における台湾資本の役割について，今後も複数の魚種で検討していく必要がある。

6. むすび──消費生活と環境保全のはざまで

好むと好まざるとにかかわらず，わたしたちはグローバル化時代にくらしている。グローバル化時代の開始時期については諸説あるが，本稿では，プラザ合意以降の時代と限定しておこう。本稿をおえるにあたり，豊かになったわたしたちの消費生活を維持することと環境保全を推進していくことの困難さを指摘しておきたい。

ドル安・円高といった為替問題のみならず，いずれ，プラザ合意の歴史的意義があきらかになるであろうが，現時点でわたしは，プラザ合意は，グローバル経済を加速させ，フスクスのように世界の生物資源の流通を活発化させたという意味で環境主義への脅威の誕生点となったのではないかと考えている。

くりかえしになるが，乙さんが，北米大陸へ進出したのは，その一環であった。しかし，すぐに手をひいたとはいえ，乙さんがフスクスの商品化したことは，皮肉といえば皮肉な話である。その十年後にフスクスがガラパゴスで「ナマコ戦争」をひきおこし，みずからのビジネスをおびやかしかねない CITES の俎上にナマコをのせる契機を提供することになったからである。

2007 年 6 月にハーグで開催された CoP14 に参加したときのことである。国連環境計画が，サイドイベントとしてオランウータン保護の必要性を訴える企画をおこなっていた。サイドイベントとは，休会中の昼休みや夕方に本会議に関係なく開催されるもので，関連議題について賛否両論の立場からなされるものである。たとえば WWF らが中心となって会議 5 日目の昼には，中国を念頭においたトラの違法貿易を告発するイベントが大々的に開催された（赤嶺 2009c; WWF n.d.）。

サイドイベント自体は，ランチやスナックにとどまらず，夕方の場合にはカクテルつきであったりするため，議題に関係なく幅広い参加がある。こういうわたしも，取材を兼ね，さまざまなサイドイベントに参加した。わたしが参加したなかでもっとも豪華だったのは，グリーン・ピースが主催したサメ貿易反対を推進するもので，午後にサメに関する議論が予定されていた会議 6 日目の昼休みにおこなわれたものであった。当時の対ユーロの実質レートが 170 円ちかかったこともあり，サンドイッチ 2 個にコーヒー付の昼食は 1,500 円の価値はあったはずである（会議場で紙コップにいれてくれるエスプレッソが 2.5 ユーロ（400 円強）もしたのである !!）。海をもたないモンゴルの政府代表が隣に座っていて，おたがい「助かるね」と笑ったものである。

国連環境計画は，オランウータンの生息地であるカリマンタン島の熱帯多雨林の消失の原因として違法伐採とアブラヤシ園の造林をあげ，オランウータン保護のためには，熱帯多雨林の保全が必要と主張した。それはそのとおりである。しかし，わたしは，この国連環境計画のプレゼンテーションに終始，居心地の悪さを感じていた。

そもそも，ワシントン条約は野生生物の国際貿易による種の絶滅を防止するために

写真 4　UNEP によるオランウータン保護のサイドイベント
（2007 年 6 月，筆者撮影）

写真 5　トラの違法貿易を告発するイベント
現地のメディアをまねき，大々的におこなわれた。（2007 年 6 月，筆者撮影）

制定されたものである。事実，同条約が誕生した 1970 年代には，国際貿易こそが野生生物を絶滅においこむ要因だと考えられていた。しかし，最近の生態学では，国際貿易よりもむしろ，生息地の破壊・減少が野生生物にとっての脅威となっている（Hutton and Dickson 2000; 石井 2006）。このことからすると，国連環境計画の「オラウータンの生息地をまもれ」という主張はなんら問題なく，むしろ共感できるものである。

しかし，違法伐採は別として，アブラヤシ・プランテーションの開発をやめることは現実的であろうか？ アブラヤシを搾って精油したパーム油は，もっとも安価な植物油である。2006 年のアブラヤシの年間収穫量は 3,690 トンで，植物油原料で第 1 位の生産量をほこっている（2 位は大豆の 3,519 トンで，このふたつで世界の植物油の 7 割をしめている）（サラヤ n.d.）。廉価で日もちのよいパーム油はインスタント麺やファーストフード，ポテトチップスなどの揚げ油，マーガリンなど，お菓子やレトルト食品などに使用されることがおおく，植物油と食品表示があるものはほとんどがパーム油だと考えてよい（石川 1996a; 1996b; 加治佐 1996）。非食用として石鹸・洗剤，化粧品の材料となるほか，缶ビールや清涼飲料にも缶の製造過程でパーム油が使用されている（サラヤ n.d.）。近年では，石油エネルギーへの依存度を少なくするための

バイオ燃料の原料としても期待があつまってもいる。おなじくバイオ燃料原料として着目されるトウモロコシや豆類とことなって，アブラヤシが穀物ではない点も魅力的である。

アブラヤシの果実には，油脂を腐らせるリパーゼという酵素がふくまれている。そのため果実が傷つけられたり，押しつぶされたりすると油脂とリパーゼが反応して油脂の分解が急速にすすみ，腐ってしまう。したがって，果実の収穫から集荷・搾油までの工程を 24 時間以内にやらねば，つかいものにならなくなる。そのため，プランテーションと搾油工場はセットで建設され，採算をあわせるためには最低でも 3,000 ヘクタールの面積が必要とされ（サラヤ n.d.），日産 120 トンの原油を搾油するには 600 トンの果実を必要とし，それを保障するには 1 万～ 1 万 5 千ヘクタールの作付面積がもとめられる（石川 1996b）。

生物多様性のたかい熱帯地域では，単位面積あたりの種数はおおいものの，単一種の量は少ないのが特徴である。通常，商業材として伐採されるフタバガキ科の樹種は 1 ヘクタールあたりに 4～5 本しか存在しない（渡辺 1989）。とはいえ，それらの 4～5 本の有用樹を切り出したあとの森は，わたしたちの眼には森そのものにみえる。しかし，エコ・ツーリズムでも誘致しないかぎり，伐採跡地の商業価値はゼロにちかい。そこで，大規模開発に適したアブラヤシ園に注目があつまるのである。

事実，世界のアブラヤシの約 87 パーセントがマレーシアとインドネシアで生産されており，なかでも，この 2 国に属するボルネオ島（インドネシア名カリマンタン島）とインドネシアのスマトラ島が 2 大生産地である（サラヤ n.d.）。それは，両島で進んだ熱帯多雨林の伐採跡地をアブラヤシ園に転換することが容易であるからである。

わたしは 20 年ほど前，鶴見良行さんが組織した「ヤシ研究会」に参加させてもらっていた（鶴見・宮内 1996）。そのころ，マレーシアのサバ州で熱帯林伐採跡地を猛烈なスピードでアブラヤシ園へ転換する光景をながめながら，十数年後にパーム油の価格は暴落するのではないか，などと素人ながら，ヤシ研究会の会員は，将来を危惧していたものである。しかし，それは杞憂におわってしました。石油資源の争奪戦の影響をうけたバイオ燃料への期待もあって，アブラヤシ需要はとどまるところがないのが現実である。

このようにひくてあまたのアブラヤシであるが，その存在が脚光をあびるようになったのは，1970 年代以降のことである。食生活の変化や技術の進歩により，油脂の消費量自体が格段におおくなっているため，単純に比較できないものの，現在のパーム油がになっている油脂原料は，それ以前はなににによって代替されていたのであろうか。

欧米諸国による捕鯨の目的が鯨油の採取にあったことはよくしられている。鯨油は灯火用の燃料油，ろうそく原料，洗剤，機械用潤滑油，皮革用洗剤，マーガリン原料など多様な用途があった。それらがより安価な石油や植物油に代替されるようになっ

写真 6　サバ州ですすむアブラヤシの造園
アブラヤシは 30 年ほどで樹液量が少なくなりはじめると，皆伐され，あらたな植林される。丘陵地の場合，轍をつけて造成される。(2002 年 3 月，筆者撮影)

たのが，1960 年代後半以降の現代社会でもある。石油資源の枯渇は秒読み段階であるし，増えているクジラを持続的に利用することにも，世界的な合意はえられていない。だとするならば，パーム油に注目があつまるのも無理はない。

ガラパゴスのナマコ戦争は，たしかに衝撃的な事件ではある。そのきっかけ自身を北海道の業者さんがつくったことも，わたしにとっては衝撃的である。どのスケールまで絞りを解放することがゆるされるのかわからないが，考えてみれば，北海道の業者さんがアメリカ大陸にわたったのも，米国の「双子の赤字」に端を発した円高・ドル安があったからである。対日貿易赤字を減少させるために，米国が牛肉やオレンジの市場解放をせまってきたことは記憶にあたらしいはずだ。くわえて，1982 年に国際捕鯨委員会で採択された商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）に関して日本は異議を申し立てし，捕鯨の権利を留保し，南氷洋での商業捕鯨をおこなっていたが，その留保をとりさげたのも，日米貿易摩擦を回避したいとする中曽根首相の政治決断でもあった。鯨油の代替資として注目があつまったのは，熱帯雨林の伐採跡地に適したアブラヤシであった。第一，パーム油が石鹸や洗剤の材料として注目されたのは，1970 年代に経験したオイルショックによる原料高騰を回避するためでもあるが，鉱物系のオイルよりも，天然素材の油脂の方が分解にすぐれるため，「環境とからだにやさしい」からであった（石川 1996b)。しかも，パーム油にふくまれるジアシルグリセロールは，脂肪がつきにくい油として脚光をあびるばかりである（安川 2002)。

写真 7　アブラヤシ農園
（2008 年 12 月，パハン州にて筆者撮影）

つまり，環境にも，クジラにも，わたしたちのからだにもやさしいはずのアブラヤシ園の開発におわれたのが，オラウータンたちであった，というわけである。

このようなシナリオが正しいとするならば，残念ながら，オランウータンの保全は，むずかしいといわざるをえない。

ただし，アブラヤシの生産に歯止めをかけるために，現在の快適な生活を捨てる覚悟があるならば，話は別である。ことは，けっして環境主義者だけの問題ではないはずだ。過度な環境主義に違和感をいだく，わたしもふくめた全人類の課題だといえる。環境問題をかたるとき，わたしたちは，自身もこのような広義の政治過程のなかにいることを自覚しなければならないはずだ。いくら雄弁に違法伐採とアブラヤシ園の造林を批判しても，この現実を直視しないかぎり，環境保護論者も足元をすくわれかねないからである。わたしが，CITES でおこなわれた国連環境計画のプレゼンテーションを聞きながら，居心地の悪さを感じたのは，まさにこの点にあった。

いまから考えると，1997 年にわたしが東南アジアの島じまで好事家的にナマコをいじりはじめた時，おなじ太平洋をへだてた東端のガラパゴスで勃発していたナマコ戦争など知る由もなかったし，この紛争が，めぐりめぐって，自分の研究に影響をあたえることになるなど，まったく予期しえていなかった。わたしは，このこと自体を非常にはずかしく感じている。ナマコ調査の際に漁業者や加工業者から一方的に情報をえるだけではなく，わたしが手持ちの情報を意識的に提供し，調査を情報交換の場としてきたことは，この反省のうえにある。

グローバル化は，単一な価値観の強要であってはならないはずだ。多様な価値観が混交しながら，あらたな社会的合意を形成していく過程だと考えたい。その意味においても，ナマコ戦争を批判することは容易であるが，同時にナマコ漁師たちを批判する人びとの生活観も問われるべきだと考える。

謝　辞

本稿を作成するための調査は，おもに（1）科学研究費補助金基盤研究 A（1）「アジアにおける希少生態資源の撹乱動態と伝統的技術保全へのエコポリティクス」（課題番号 19251004，代表　山田勇・京都大学東南アジア研究所名誉教授），（2）農林水産技術会議・先端技術を活用した農林水産研究高度化事業・輸出促進・食品産業海外展開型（1915）「乾燥ナマコの計画的生産技術の開発」（代表　町口裕二・独立行政法人水産総合研究センター）のふたつの研究助成によっています。

注

* 本稿は，すでに発表した赤嶺（2009b）に加筆修正したものである。

1) CITES においてサメが最初に議題となったのは，1994 年に米国で開催された CoP9 であり，提案国は米国であった。その後 CoP11（2000 年）において再提案され，今日にいたっている。CITES にかぎらずサメの管理問題についてのエコ・ポリティクスは中野（2007）にくわしい。また，インドネシアで 1980 年代なかば以降にさかんとなったフカヒレ目的のサメ漁については，長期の現地調査をふまえた漁業経済学者の鈴木隆史の研究が参考となる（鈴木 1994; 1997）。
2) WWF が注目すべき種として掲げたのは，トラ，**ニシネズミザメ**，**アブラツノザメ**，**ノコギリエイ**，サイ，ゾウ，**ヨーロッパウナギ**，**サンゴ**，大型類人猿，オオバマホガニーであった（ゴチックは海産種）（WWF 2007）。うち，ノコギリエイが附属書 I に，ヨーロッパウナギが附属書 II に掲載された。
3) 2005 年度に 5 トン以上の乾燥ナマコの輸出実績をもつのは，オーストラリア，カナダ，チリ，キューバ，エクアドル，フィジー，香港，インドネシア，日本，キリバス，マダガスカル，マレーシア，モルジブ，ニュージーランド，パプア・ニューギニア，フィリピン，セイシャル，シンガポール，ソロモン諸島，南アフリカ，スリランカ，台湾，タンザニア，タイ，UAE，米国，バヌアツの 28 ヶ国・地域であった（AC19 Doc. 17: 3）。
4) ワークショップの報告書は Bruckner 編（2006）を参照のこと。レターサイズ判 244 頁におよぶ報告書出版に関する予算の詳細は不明であるが，全額を米国が負担した。CITES に関係する NOAA の出版物のおおくはインターネットで入手できるが，本稿を執筆する現時点（2009 年 2 月末）では，本報告書はインターネットで入手できる状況にない。
5) この文書を執筆したのは，ガラパゴスにあるダーウィン研究所のベロニカ・トラル - グランダさんである。彼女は 1995 年にガラパゴスで勃発した「ナマコ戦争」の経験者であり，その体験からナマコ保全の研究に打ちこむことになったという。彼女のインタビューも挿入された「ナマコ戦争」の一部始終は，ガラパゴスゾウガメの保護活動についてまとめられたル

ポルタージュ『ひとりぼっちのジョージ』にくわしい（ニコルズ 2007: 135–156）。

6）ナマコ保全作業部会の構成は，中国，エクアドル，フィジー，アイスランド，インドネシア，日本，ノルウェー，韓国，米国にくわえ，オブザーバーとして政府間機関の FAO，東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC），NGO の IWMC World Conservation Trust，Species Management Specialists，TRAFFIC が参加した。議長は EU から選出され，開催国オランダの外務官僚がその任にあたった（CoP14 Com. I, Rep. 2 (Rev. 1), p. 2）。

文　献

Aguilar-Ibarra, A. and G. Ramirez-Soberon

2002　Economic reasons, ecological actions and social consequences in the Mexican sea cucumber fishery. *SPC Beche-de-Mer Information Bulletin* 17: 33–36.

Bain, Mark (ed.)

1999　*The conservation of sea cucumbers in Malaysia-their taxonomy, ecology and trade: Proceedings of an international conference, 25 February 1999, Department of Agriculture, Malaysia*. Orkney, Scotland: Heriot-Watt University.

Bremner, Jason and Jaime Perez

2002　A case study of human migration and the sea cucumber crises in the Galapagos Islands. *Ambio* 31（4）: 306–310.

Bruckner, Andrew W. (ed.)

2006　*Proceedings of the CITES workshop on the conservation of sea cucumbers in the families Holothuridae and Stichopodidae: 1–3 March 2004 Kuala Lumpur, Malaysia*. NOAA technical memorandum NMFS-OPR-34. Washington, D.C.: U.S. Department of Commerce.

Camhi, Merry

1995　Industrial fisheries threaten ecological integrity of the Galapagos Islands. *Conservation Biology* 9（4）: 715–724.

Castro, Lily R. S.

1995　Management Options of the Commercial Dive Fisheries for Sea Cucumbers in Baja California, Mexico. *SPC Beche-de-mer Information Bulletin* 7: 20.

1997　Review of recent developments in the Baja California, Mexico, Isostichopus fuscus, Holothuria impatiens and Parastichopus parvimensis fisheries. *SPC Beche-de-Mer Information Bulletin* 9: 26–27.

CITES.

2002　CoP12 Doc. 45. (http://www.cites.org/eng/cop/12/doc/E12-45.pdf)

n.d.　The species. http://www.cites.org/eng/disc/species.shtml.（2009 年 3 月 31 日取得）

Ecosystem Assessment Division, NOAA.

n.d.　http://www.nmfs.noaa.gov/habitat/ead/internationaltrade.htm.（2008 年 2 月 22 日取得）

Gutierrez-Garcia, Alexandra

1999　Potential Culture of Sea Cucumber in Mexico. *SPC Beche-de-mer Information Bulletin* 11: 26–29.

Hutton, J. and B. Dickson (eds.)

2000　*Endangered Species, Threatened Convention: The Past, Present and Future of Cites, the*

Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora. London: Earthscan Publications Ltd.

Jenkins, M. and T. Mulliken

1999 "Evaluation of Exploitation in the Galapagos Islands, Ecuador Sea Cucumber Trade", *TRAFFIC International Bulletin* 17. (http://www.traffic.org/bulletin/archive/january99/galapagos/index.html).

Lovatelli, Alessandro, Chantal Conand, Steven Purcell, Sven Uthicke, Jean-Francois Hamel and Annie Mercier (eds.)

2004 Advances in sea cucumber aquaculture and management, FAO fisheries technical paper series 463, Rome: FAO.

Martinez, Priscilla C.

2001 The Galapagos sea cucumber fishery: A risk or an opportunity for conservation? *SPC Beche-de-mer Information Bulletin* 14: 22–23.

Meyer, Walter G.

1993 Sea cucumber. *SPC Beche-de-mer Information Bulletin* 5: 10–11.

NOAA.

n.d. "International trade in coral reef resources." http://www.nmfs.noaa.gov/habitat/ead/internationaltrade.htm#trade2.（2009 年 3 月 31 日取得）

Perezrul, Dinorah Herrero

2006 National Report-Mexico. In A. W. Bruckner (ed.) *Proceedings of the CITES workshop on the conservation of sea cucumbers in the families Holothuridae and Stichopodidae: 1–3 March 2004 Kuala Lumpur, Malaysia*. NOAA technical memorandum NMFS-OPR-34. Washington, D.C.: U.S. Department of Commerce, pp. 166–168.

Perez-Plascecia, German

1996 Beche-de-mer Fishery in Baja California. *SPC Beche-de-mer Information Bulletin* 8: 15–16.

Shepherd, S. A., P. Martinez, M. V. Toral-Granda and G. J. Edgar

2004 The Galapagos sea cucumber fishery: Management improves as stock decline. *Environment Conservation* 31（2）: 102–110.

Sonnenholzner, J.

1997 A Brief Survey of the Commercial Sea Cucumber Isostichopus fuscus (Ludwig, 1875) of the Galapagos Islands, Ecuador. *SPC Beche-de-mer Information Bulletin* 9: 12–15.

SSN: Species Survival Network

2002 *CITES Digest* 3（3）: 33.

Stutz, Bruce

1995 The Sea Cucumber War. *Audubon* May-June 1995: 16–18.

Toral-Granda, Veronica M.

2005 Requiem for the Galapagos sea cucumber fishery? *SPC Beche-de-mer Information Bulletin* 21: 5–8.

Toral-Granda, Verónica and Priscilla C. Martínez

2004 Population density and fishery impacts on the sea cucumber (*Isostichopus fuscus*) in the Galapagos marine reserve. In Alessandro Lovatelli, Chantal Conand, Steven Purcell, Sven Uthicke, Jean-Francois Hamel and Annie Mercier (eds.) *Advances in Sea Cucumber*

Aquaculture and Management. Fisheries Technical Paper 463. Rome: FAO.

Toral-Granda, V., A. Lovatelli and M. Vasconcellos (eds.)

2008 *Sea cucumbers: A global review of fisheries and trade*. FAO Fisheries and aquaculture technical paper 516. Rome: FAO.

Toral-Granda, V.

2008a Population status, fisheries and trade of sea cucumbers in Latin America and Caribbean. In Toral-Granda, V., A. Lovatelli and M. Vasconcellos (eds.) *Sea cucumbers: A global review of fisheries and trade*, pp. 213–229. FAO Fisheries and aquaculture technical paper 516. Rome: FAO.

2008b Galapagos Islands: a hotspot of sea cucumber fisheries in Latin America and Caribbean. In Toral-Granda, V., A. Lovatelli and M. Vasconcellos (eds.) *Sea cucumbers: A global review of fisheries and trade*, pp. 231–253. FAO Fisheries and aquaculture technical paper 516. Rome: FAO.

USCTRF

2000 The National Action Plan to Conserve Coral Reefs. Washington D.C.: USCRTF. http://www.coralreef.gov/.（2008 年 2 月 22 日取得）

WWF

n.d. “How You Can Help the Tiger” http://www.panda.org/what_we_do/endangered_species/tigers/tiger_solutions/help/.（2009 年 6 月 22 日取得）

赤嶺　淳

2000 「熱帯産ナマコ資源利用の多様化──フロンティア空間における特殊海産物利用の一事例」『国立民族学博物館研究報告』25(1): 59–112。

2003 「干ナマコ市場の個別性──海域アジア史再構築の可能性」岸上伸啓編『先住民による海洋資源利用と管理』（国立民族学博物館調査報告 46）pp. 265–297，大阪：国立民族学博物館。

2005 「資源管理は地域から──地域環境主義のすすめ」『Tropical Ecology Letters』58: 1–7。

2008 「刺参ブームの多重地域研究──試論」岸上伸啓編『海洋資源の流通と管理の人類学』（みんぱく実践人類学シリーズ 3）pp. 195–220，東京：明石書店。

2009a「サンゴ礁海域の多面性──ナマコ利用の視点から」山尾政博・島秀典編『日本の漁村・水産業の多面的機能』pp. 183–201，東京：北斗書房。

2009b「ナマコをめぐるエコ・ポリティクス──ナマコ戦争とワシントン条約」池谷和信編『地球環境史からの問い──ヒトと自然の共生とは何か──』pp. 254–270，東京：岩波書店。

2009c「2007 年 6 月 8 日──ユーザー不在の議論（今日のワシントン条約──Day 5）」（http://balat.ti-da.net/）

石井信夫

2006 「最近の状況」松田裕之・矢原徹一・石井信夫・金子与止男編『ワシントン条約附属書掲載基準と水産資源の持続可能な利用』（増補改訂版）pp. 9–14，東京：自然資源保全協会。

石川　清

1996a「日本人の食を変えたヤシ」鶴見良行・宮内泰介編『ヤシの実のアジア学』pp. 18–36，東京：コモンズ。

1996b「清潔シンドロームがヤシを招く」鶴見良行・宮内泰介編『ヤシの実のアジア学』pp. 37–55，東京：コモンズ。

伊藤秀三
2002 『ガラパゴス諸島――世界遺産・エコツーリズム・エルニーニョ』東京：角川書店。
魚住雄二
2006 「IUCN レッドリストの水産資源への適用をめぐる問題点――1996 年海産魚類レッドデータブックをめぐる議論」松田裕之・矢原徹一・石井信夫・金子与止男編『ワシントン条約附属書掲載基準と水産資源の持続可能な利用』（増補改訂版）pp. 149–155，東京：自然資源保全協会。
加治佐敬
1996 「アブラヤシ生産とマレーシア」鶴見良行・宮内泰介編『ヤシの実のアジア学』pp. 258–280，東京：コモンズ。
金子熊夫
1998 「「地球環境」概念の誕生とその発展過程――体験的環境外交論」内藤正明・加藤三郎編『岩波講座地球環境学 10――持続可能な社会システム』pp. 27–51，東京：岩波書店。
金子与止男
2006 「ワシントン条約の歴史と制度」松田裕之・矢原徹一・石井信夫・金子与止男編『ワシントン条約附属書掲載基準と水産資源の持続可能な利用』（増補改訂版）pp. 1–3，東京：自然資源保全協会。
サラヤ株式会社
n.d 「原料供給地」http://www.saraya.com/env/07env10.html.（2009 年 3 月 10 日取得）
鈴木隆史
1994 『フカヒレも空を飛ぶ』（暮らしのなかのアジア②）東京：梨の木舎。
1997 「フカヒレ価格の高騰とサメ延縄漁業の発展――インドネシア，西ジャワ州，インドラマユ県，カランソン村の事例」『上智アジア学』15: 83–98。
鶴見良行
1987 『海道の社会史――東南アジア多島海の人びと』（朝日選書 330）東京：朝日新聞社。
1990 『ナマコの眼』東京：筑摩書房。
1999 『ナマコ――鶴見良行著作集 9』東京：みすず書房。
2000 『海の道――鶴見良行著作集 8』東京：みすず書房。
鶴見良行・宮内泰介編
1996 『ヤシの実のアジア学』東京：コモンズ。
堂本暁子
1995a『生物多様性――生命の豊かさを育むもの』（同時代ライブラリー 227）東京：岩波書店。
1995b『立ち上がる地球市民――NGO と政治をつなぐ』東京：河出書房新社。
中野秀樹
2007 『海のギャング　サメの真実を追う』（ペルソーブックス 28）東京：成山堂書店。
ニコルズ，ヘンリー
2007 『ひとりぼっちのジョージ――最後のガラパゴスゾウガメからの伝言』佐藤桂訳，東京：早川書房。
ポーター，ガレス，ジャネット・ブラウン
2001 『入門地球環境政治』東京：有斐閣。
松田裕之
2006 「2001 年 IUCN レッドリストカテゴリー」松田裕之・矢原徹一・石井信夫・金子与止男編『ワシントン条約附属書掲載基準と水産資源の持続可能な利用』（増補改訂版）

pp. 126–138，東京：自然資源保全協会。
松田裕之・矢原徹一・石井信夫・金子与止男編
2006 『ワシントン条約附属書掲載基準と水産資源の持続可能な利用』（増補改訂版）東京：自然資源保全協会。
村井吉敬
1988 『エビと日本人』（岩波新書新赤版 20）東京：岩波書店。
2007 『エビと日本人Ⅱ――暮らしのなかのグローバル化』（岩波新書新赤版 1108）東京：岩波書店。
目加田説子
2003 『国境を越える市民ネットワーク――トランスナショナル・シビルソサエティ』（経済政策分析シリーズ 3）東京：東洋経済新報社。
2004 『地球市民の最前線――NGO・NPO への招待』東京：岩波書店。
安川拓次
2002 「食用油『健康エコナ』」『朝日新聞』2002 年 10 月 5 日，夕刊，5 頁（科学 2）。
米本昌平
1994 『地球環境問題とは何か』（岩波新書新赤版 331）東京：岩波書店。
WWF
2007 「ワシントン条約会議にむけ，保全すべき 10 の生物を発表」http://www.wwf.or.jp/activity/wildlife/news/2007/20070516.htm.（2009 年 3 月 31 日取得）
渡辺弘之
1989『東南アジアの森林と暮し』京都：人文書院。